

議第34号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「球技場及びテニスコート」を「球技場等」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 球技場等

第3条第1項中「球技場、テニスコート及び構内地（以下「球技場等」という。）」を「球技場等（球技場、テニスコート、A会議室及びB会議室（以下「会議室」という。）並びに構内地をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条本文中「及びテニスコート」を「，テニスコート及び会議室」に改める。

第9条中「又は」を「，会議室又は」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「又は」を「，会議室又は」に改め、同項第1号中「テニスコート」の右に「及び会議室」を加える。

別表第1備考以外の部分中 「テニスコート」を

「

テニスコート
会 議 室

」に改める。

別表第5 テニスコート (1面1時間につき) の項を次のように改める。

テニスコート (1面1時間につき)	1,800 ^円	1,400 ^円
会議室 (1時間につき)		500

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。